

土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日 令和7年4月16日 | ページID 042065 [印刷](#)

本日、岡崎市(住宅計画課)から、記載の土地(本市所有地)について自主調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨の報告がありました。この調査は、対象地の土地活用の検討を機に行われたものです。調査の結果、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物が、県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

なお、県条例に規定する地下水基準の超過はありませんでした。その概要は、以下のとおりです。

1 報告内容

(1) 報告者

岡崎市(住宅計画課)

(2) 報告年月日

令和6年11月14日(木曜日)

(3) 調査対象地

井田町字荒居23番地6

(4) 調査項目

鉛及びその化合物、水銀及びその化合物

(5) 土壌調査結果

井田町字荒居23番地6の一部において、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物について、次のとおり県条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数/調査区画数
鉛及びその化合物	最大 0.069mg/リットル(6.9倍)	0.01mg/リットル以下	2/2
水銀及びその化合物	0.0006mg/リットル(1.2倍)	0.0005mg/リットル以下	1/2

注1:()内は、土壌溶出量基準に対する倍率

注2:区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

(6) 地下水調査結果

地下水の基準超過はありませんでした。

2 現在の状況

汚染があった土地はシートで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。

3 今後の措置

汚染土壌の掘削除去を計画しています。

4 市環境保全課の対応

岡崎市(住宅計画課)に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

5 連絡先

岡崎市都市基盤部住宅計画課

担当者 飯見

電話番号 0564-23-6322

関連資料

- [20241114添付\(PDF形式 187キロバイト\)](#)

PDFファイルの閲覧には、Adobe Reader(新しいウィンドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署: 環境部環境保全課

電話番号: 0564-23-6194



岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地(地図・アクセス) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262

開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

[>> 連絡先一覧](#)

[>> 施設一覧](#)